

— 学 則 —

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 医療法人社団スズキ病院附属助産学校（以下「本校」という。）は、助産師に必要な知識及び技術を教授研究し、豊かな人格を備えた人材を育成することにより、国民の保健医療の発展向上に寄与することを目的とする。

(位 置)

第 2 条 本校の所在地は次のとおりとする。

所 在 地	宮城県岩沼市里の杜三丁目 5 - 2 1
-------	----------------------

(課程、学科及び学生定員)

第 3 条 本校の課程、学科及び学生定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	入学定員	総 定 員
助産師課程	助産学科	30名	30名

(修業年限)

第 4 条 本校助産学科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第 5 条 学生は2年を超えて在学することはできない。

2. 第11条第1項の規定により転入学した者は、同第2項により定められた在学年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 6 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 学年中の休業日は次のとおりとする。

一. 日曜日

二. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定められた休日

三. 夏季休業 3週間

四. 冬季休業 2週間

2. 学校長は、必要があると認めた場合は、前項の休業日を変更することができる。

3. 第1項に定めるもののほか、学校長は、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 入学、転入学、転学、休学、復学、退学及び除籍

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 助産学科に入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

一. 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者

二. 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者

三. 准看護師の免許を得た後、3年以上その業務に従事している准看護師又は高等学校を卒業している准看護師で、前2号に規定する学校又は養成所において2年以上修業した者

四. 外国の看護学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

(転入学)

第11条 本校に転入学を志願する者があるときは、学校長は欠員のある場合に限り選考の上、転入学を許可することができる。

2. 前項の規定により転入学を許可された者の、既に修得した単位及び在学日数の取り扱い並びに在学すべき期間については、学校長が決定する。

(入学志願者の手続)

第12条 本校に入学、又は転入学を志願する者は所定の期日までに、所定の願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第13条 入学を志願する者に対しては、学力検査、出身学校長の調査書、及び面接により選考を行う。

(入学手続及び入学等の許可)

第14条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学に必要な書類を学校長に提出するとともに、所定の入学料を納めなければならない。

2. 学校長は、前項の手続を完了した者に対し、入学又は転入学を許可する。

(休学)

第15条 学生は、次の場合学校長の許可を得て、その学期又は学年に限り休学することができる。

一. 病気のため、引き続き3ヶ月以上就学不能のとき。

二. その他特別の理由があるとき。

2. 前項の休学期間は在学期間に算入しない。

3. 休学中にその理由が消滅した場合は、復学の許可を願出することができる。

4. 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

5. 学校長は、病気その他の理由により、就学することが不相当と認められる者に対して休学を命ずることができる。

(休学期間の延長)

第16条 休学期間は、通算して1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合には、学校長はその延長を許可することができる。

(復学)

第17条 休学期間満了の場合、又は休学期間中であっても、その理由が消滅した場合には、学校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、その理由を申し出て、学校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第19条 学生が他の助産師学校に転学を志願しようとするときには、その理由を申し出て、学校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 学校長は次の各号の一に該当する者を、学校教育会議の議を経て除籍することができる。

- 一. 死亡の届出のあった者
- 二. 行方不明の届出のあった者

第4章 教育課程

(授業科目及びその単位数)

第21条 本校における授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

(履修の方法)

第22条 授業科目を履修するにあたっては、必修科目39単位を修得しなければならない。

(単位の算定基準)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし次の基準により算定するものとする。

- 一. 講義及び演習については、15時間から30時間を1単位とする。
- 二. 臨地実習については、45時間を1単位とする。

(授業科目の評価及び単位の認定)

第24条 授業科目の評価は、考査により行う。考査は、試験、出席状況、学習状況、学習報告等によって行う。

2. 考査の成績は、優(80点以上)、良(70~79点)、可(60~69点)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。
3. 前項に規定する合格者には、学校教育会議で査定し所定の単位を与える。
4. 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者、又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。
5. 出席日数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。

第5章 卒業等

(卒業)

第25条 本校助産学科に1年以上在学し、第21条に定める授業科目の単位を修得した者について、学校教育会議の議を経て学校長が卒業を認定する。

2. 学校長は、卒業を認定した者に対し卒業証書を授与する。
3. 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を越えた者は、卒業ができない。
4. 欠席日数が出席すべき日数の3分の1以内であっても、各学科及び実習に係る出席時間数が保健師助産師学校養成所指定規則（平成8年8月26日文部省・厚生省令第1号）に定める時間数に満たない者については、補習又は卒業延期等の方法によって必要な補習を行わない限り卒業は認めない。

(資格の取得)

第26条 本校、助産学科を卒業した者には、助産師国家試験の受験資格が与えられる。

第6章 賞 罰

(表彰)

第27条 学校長は表彰に値する行為を行った学生を表彰することができる。

(懲戒)

第28条 本校の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、学校教育会議の議を経て学校長が懲戒する。

2. 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 一. 性行不良で改善の見込みがない者
 - 二. 正当な理由がなくて出席常でない者
 - 三. 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
 - 四. 第5条第1項又は第2項に規定する在学年限を超えた者
 - 五. 授業料を納期までに納付せず、督促しても納付しない者
4. 停学3月以上にわたるときは、その期間は在学期間には算入しない。

第7章 健康管理

(健康管理)

第29条 学校長は、学生に対して1年に1回以上の健康診断を実施する。

2. 健康管理の実施に必要な事項は別に定める。

第8章 入学検定料及び入学金並びに授業料

(納付義務)

第30条 入学を志願する者は入学検定料を、入学を許可された者は、入学金並びに授業料を納めなければならない。

(入学検定料及び入学金並びに授業料・実験実習料・施設維持費の額)

第31条 入学検定料及び入学金並びに授業料・実験実習料・施設維持費の額は、次のとおりとする。

入学検定料	30,000円
入学金	300,000円
授業料	912,000円(年額)
実験実習料	640,000円(年額)
施設維持費	420,000円(年額)

(授業料・実験実習料・施設維持費の徴収)

第32条 授業料・実験実習料・施設維持費は次の4期に分けて、年額の4分の1に相当する額について徴収する。

- 第1期 (4月から6月までの分)
- 第2期 (7月から9月までの分)
- 第3期 (10月から12月までの分)
- 第4期 (翌年1月から3月までの分)

(休学の場合の授業料)

第33条 学生が休学を許可され、又は休学を命ぜられた場合においては、休学当期及び復学当期の授業料は徴収する。

(退学、停学の場合の授業料・実験実習料・施設維持費)

第34条 学生が退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合においても、その期の授業料・実験実習料・施設維持費は徴収する。

1. 停学を命ぜられた場合においても、その期間中の授業料・実験実習料・施設維持費は徴収する。

(入学検定料及び入学金並びに授業料・実験実習料・施設維持費の還付)

第35条 既納の入学検定料・入学金・授業料・実験実習料及び施設維持費は、いかなる事情があっても返還しない。ただし、入学を許可するときは授業料・実験実習料及び施設維持費を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申し出により当該授業料・実験実習料・施設維持費の相当額を返還する。

第9章 職員

(職員)

第36条 本校に次の職員をおく。

学 校 長	1	名	副 学 校 長	1	名
事 務 長	1	名	事 務 員	若 干	名
専 任 教 員	3名以上(教務主任を含む)				
講 師	20名以上		健康管理医	1	名
実習指導者	若 干	名	実習調整者	若 干	名

2. 職員の職務については、医療法人社団スズキ病院定款・就業規則・庶務規程・会計規程及び学校業務規程の定めるところによる。

(学校長)

第37条 学校長は医療法人社団スズキ病院理事長が任命した医師または助産師とする。

第10章 会議

(会議)

第38条 本校に次の会議をおく。

学 校 運 営 会 議	学 校 教 育 会 議
教 員 会 議	講 師 会 議
実 習 指 導 者 会 議	

2. 会議に関し必要な事項は別に定める。

第11章 寄宿舍

(寄宿舍)

第39条 本校に寄宿舍をおく。

2. 寄宿舍に関し必要な事項は別に定める。

第12章 供与弁償

(供 与)

第40条 寄宿舎に入居している学生に対しては、給食を行うことができる。

2. 給食費は別に定めるところにりより徴収する。

(弁 償)

第41条 第18条、第19条、第20条によって退学若しくは転学する者又は除籍された者は、在学中に要した費用を弁償しなければならない。

第13章 雑 則

第42条 本学則施行に関し、必要な細則は別に定める。

第43条 この学則は平成4年4月1日から施行する。

2. この学則は平成7年4月1日から改正・施行する。
3. この学則は平成8年4月1日から改正・施行する。
4. この学則は平成9年4月1日から改正・施行する。
5. この学則は平成14年4月1日から改正・施行する。
6. この学則は平成15年4月1日から改正・施行する。
7. この学則は平成16年4月1日から改正・施行する。
8. この学則は平成19年4月1日から改正・施行する。
9. この学則は平成21年4月1日から改正・施行する。
10. この学則は平成24年4月1日から改正・施行する。
11. この学則は平成25年4月1日から改正・施行する。
12. この学則は平成27年4月1日から改正・施行する。
13. この学則は令和4年4月1日から改正・施行する。

第44条 本学則の改正には、医療法人社団スズキ病院の理事会の議決を要する。